

5. 保護者が迎えに来られない生徒の対応

- ・ 体育館から生徒会室に生徒を移動させます。
- ・ 時間を見計らって、保護者と連絡をとり、何時頃迎えに来られそうか確認します。
- ・ 家が学校に近い場合は、保護者の了解があれば、学校職員が引率して下校させます。
- ・ 引き渡しに時間制限は設けませんが、安全のため早めをお願いします。

2. 生徒学校待機解除の場合（日没時刻前の下校）

1. 判断

- ・ 気象レーダーなど、情報収集の結果、学校長の判断で、生徒の学校待機を解除します。

2. 保護者への連絡

- ・ 「すぐメール」で、校区の安全確認ができたなら生徒を下校させることを連絡します。

3. 校区の安全確認

- ・ 校長が『通学路の安全確認が必要』と判断した時、学校の職員が校区（通学路等）の安全確認に出かけ、学校へ報告をします。
- ・ 校区の安全確認ができた地域から下校することになります。迎えが来る場合は教室待機の指示をします。
- ・ 安全確認の連絡を待ち、管理職の指示を受けて、順番に下校の指示をする。
- ・ 校区の安全確認は、A：春日橋 B：清水橋 C：木曾川街道（芋島鶴沼線）と稲羽本通りの交差点 D：喫茶『花の木』北交差点 E：前渡不動駐車場前（浄水公園東交差点）で行いますが、状況に応じて変わることもあります。

